

報告漏れはありますか？

事務局で、最も心配していることが『災害報告漏れ』『給付申請漏れ』です。PTA活動中にケガをされた方があった場合、ケガをされた方に『見舞金』を給付いたします。

損害賠償責任に関する事故も取り扱っています。PTA活動中に傷害や事故が発生した場合、速やかに見舞金給付会事務局へお知らせください。

見舞金給付会と
2つの保険

地区懇談会でも下記の①から③の「特徴」を話題にさせていただきました。

① 日本スポーツ振興センター 学校管理下における児童生徒等の事故・災害が対象。医療費の実費が支払われる。
(詳細: <http://www.jpnsport.go.jp/anzen>)

② PTA 24 保険 (任意加入) 学校管理下に限らず、且日常生活における事故・災害が対象。自転車事故による損害賠償責任等も補償。
(詳細: <http://www.g-pta.com/>)

③ 見舞金給付会 PTAが主催・共催する活動中における災害(傷害や損害賠償)が対象。傷害については通・入院日数等に応じて「見舞金」を支給。保険ではないので負担金はいたいたいでいません。
(詳細: <http://www.g-pta.com/>)



※いずれも、詳細は()内のホームページ(HP)でご覧いただけます。右端のQRコード(岐阜県PTA

A連合会ホームページ)を読み取ってください。

昨年度の災害事例から

(1) 活動別

	件数
PTA環境整備作業・資源回収	14
運動会中のPTA種目	4
PTA主催のスポーツ行事	4
PTA主催の学年行事	2
その他	2

(2) 傷害別 (賠償責任を除く)

	件数	部位内訳
創傷	8	手5、足2、頭1
骨折	4	手3、足1
歯破損	2	上前歯1、下前歯1
断裂	2	足2
捻挫	2	足2
熱中症	1	
虫刺	1	手1

環境整備作業や資源回収中のケガが最も多く、ケガの種類も骨折・前歯破損、創傷、虫刺され等さまざまでした。「ケガ人、ゼロ!」でPTA活動を終了できることが何よりです。ケガをしないよう、

お互いに声を掛け合い、活動をしていただけることを願っています。

お問い合わせ内容から

Q1: PTAスポーツ活動のため、任意保険に入っています。この場合、「見舞金」は、頂けるのですか？

A1: 見舞金給付会は、その名称の通り「見舞金の給付」をしています。従って、任意の加入保険とは別途に給付させていただきますので、ご安心ください。しかし、重篤な事故(集団での事故、死亡事故、後遺障害を伴う傷害等)に対する給付額は一般の保険と比べるとご満足いただけないかもしれません。ホームページ等でご確認ください。

Q2: 賠償責任保険にも入っていると聞いてますが？

A2: PTA会員個人の損害賠償責任を補償するものではなく、PTA管理者に損害賠償責任が生じたときのものです。先月、学校の環境整備作業中、草刈り機の跳ねた石が、本人所有の乗用車の窓ガラスにあたりガラスを破損した事例がありました。しかし、この事故は「他人の身体や財物に損害を与えた」ことにならないため、賠償金の支払いは生じませんでした。これが、他人の車を誤って傷つけてしまった場合でしたら、損害賠償責任が生じ、修理費等をお支払いすることになります。

岐阜県PTA
見舞金給付会の周知が課題です。ご協力を!

県内545校の小・中学校すべての教頭先生やPTA会長さんに「見舞金給付会」の存在を知っていただきたいと念願しております。

同じ学校からの災害報告が結構多いことから、周知が不十分ではないかと事務局としても責任を感じております。

教頭先生やPTA会長さんがお替わりになられる時には、後任の方への引き継ぎを宜しくお願いします。また、『見舞金給付会』については、下のQRコードを読み取っていただき、県PのHPでご覧いただくことができます。ぜひ、会員の皆様へお知らせください。



